

資料 5-1

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 登別千寿会

特別養護老人ホーム緑風園

1. 基本方針

緑風園は『人間愛』を基調とした処遇に徹し、当園利用者の人格を尊重し、より家庭的な雰囲気の中で自由に生活することをモットーに、全職員一体となり“明るく健康的で、生き甲斐のある豊かな生活”の為、精神的ニーズの把握に努め、個々の特性をよく理解し、豊かな人間関係をすすめ処遇向上に努める。

2. 個別ニーズに則した自立支援

介護保険の制度の理念に基づき、利用者に対し、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者の方々が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族の希望を取り入れ、個々のQOLの向上、自立の促進を目指した援助を行なうよう努める。

(1) グループケアの推進による個別ケアの展開

特別養護老人ホームに向けられた批判のひとつに、集団処遇であり個々のニーズに対応していないという指摘がある。

生活者としての個人は全体を形成するとしても、個々のニーズは様々であり、それらのニーズに応じてこそQOLの向上が図れるという視点は重要であり、日課を中心とした全体処遇ではそれらのニーズに応えた生活を作れないことは一面の事実である。

そのため、グループホームや地域密着型特養ではユニットケアを基本とし、小集団で個々にあったケアの展開を図っているところがあるが、当施設においても、ハード面のユニット化は進んでいないものの、ソフト面では、できるだけ利用者のケアサービスの対象人数を小グループ化して、個々にあったケアに取り組むべく、ケアのユニット化を目指しており、施設を4つのグループに分け、それぞれの担当職員を固定化し、小グループケアに取り組んでいるところであり、平成29年度もこれをさらに推進し、ユニット毎に個人に向けた視点をケアに取り入れ、個性ある、且つ、利用者個人の「思い」を実現できる高品質なケアサービスの展開を目指す。

(2) 施設サービス計画（ケアプラン）の作成

個々の施設サービス計画は、MDS 2. 1-LAPSを使った方法により、計画担当介護支援専門員が作成し、利用者又は家族に原案を説明し、同意を得た上で、これを実施する。

又、定期的なモニタリングを行い、サービス提供にあたり、他の従事者との連絡を継続的に行うことにより、必要に応じ又は一定期間毎（概ね半年毎）にサービス計画の変更を行うものとする。

(3) 個別ケアサービスの展開

利用者の個々のニーズに的確に対応する方法として、当施設においては、利用者を4つのグループユニットに分け、職員配置もグループ毎に固定して、できる限り小集団において、なじみの関係を形成し、ケアサービスの展開を図っているところである。

このケアのユニット化は、形の問題ではなく、いかに集団処遇から脱皮し、個人に適した高品質のサービスを提供するかという視点に基づいたもので、今年度も各ユニット内において、さらにグループを細分化することに努め、それぞれの個々のニーズに合致した適切なサービス提供を行うことを目指す。

(4) 看護体制の強化と看取り介護の実践

多様化する利用者の医療ニーズに柔軟に対応すべく、当施設では夜間の緊急時にも看護職員がオンコール体

制で待機し、協力病院である三愛病院との連携のもと、利用者の急変等に臨機に対応しており、夜勤職員との連絡体制も整備しているところであり、今年度もこの重度化対応体制を継続する。又、『看取り介護の指針』に則り、看取り介護の実践に努め、終末期を安心して施設で過ごせる体制を整備するとともに職員の研修体制も整備する。

(5) 機能訓練

介護老人福祉施設における機能訓練は、身体の表面に現れる障害に対する理学療法的訓練にのみ目が向けられやすく、又、対象者も限定されやすい傾向がある。

機能訓練の対象は、不自由な手や足ではなく、不自由な手や足を持って生きている「人間そのもの」である。

こうした考えにたつて、当園では全ての利用者を対象とし、楽しみながら、ごく自然にそれぞれが残された能力を最大限に発揮すべく、心のリハビリも含め日常生活全般にわたり機能訓練に心掛ける。

又、認知症高齢者の方の心身活性化に効果的であるといわれる「回想法」や、歌や楽器演奏等を楽しみながら、心と身体機能の衰えを防ぐグループコミュニケーションを目的とした「療育音楽」を取り入れ日常生活全般に楽しみながら機能低下を防ぐ取り組みを行う為、以下の方法等に取り組む。

- ①歩行訓練、OT等を中心とした訓練への積極的参加。
- ②あそびりテーション等ゲーム感覚で行う活動の励行。
- ③完全なる寝たきり高齢者を作らない為、機会のあるごとに車椅子等で座位を進める等離床促進
- ④心ある介護による意欲の高揚と精神の安定。
- ⑤「回想法」、「療育音楽」を中心としたグループコミュニケーションへの取り組み。
- ⑥外出行事等外出機会の確保への取り組み。

(6) 日常介護活動

おむつ交換、体清拭、入浴介助、食事介助等は、職員と利用者のコミュニケーションによって成立する重要な行為であり、毎日の業務の中で、流れ作業的になり、心のこもらないものでは無意味であるばかりでなく、むしろ有害ですらある。

職員は常に初心を忘れず、介護される側に立つ気持ちで相手の人格を尊重し、人間としての尊厳を守るべく介護活動に当たり、豊かな人間関係の形成に努めるよう心してこれにあたる。そして、これらの介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう利用者の心身の状況に応じて、適切な技術や言葉遣いをもって行うよう努める。

- ①利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- ②おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- ③その他、離床、着替、整容等の介護を適切に行い、日常生活の充実に努める。

(7) 入浴支援

平成15年度に敷地内から温泉（千寿の湯）が湧出したことにより、温泉浴室を新たに設置し、又、車椅子式入浴室も新たに1室増設した。

これらを十分に活用し、最低2回以上の入浴を実施するとともに、夜間入浴を実施する等個別の入浴希望回数に配慮した入浴機会の提供に努める。

(8) 給食サービス

平成27年8月より給食業務を委託しましたが、利用者の嗜好や経口摂取の持続のための食事形態の工夫等、委託先と協議しながらサービスの提供に努める。

又、栄養ケアマネジメントを実施し、利用者毎に個別の栄養ケア計画を立て、定期的モニタリングを行い、適切な栄養指導に努める。又、食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に提供する。

尚、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で食事を摂取するよう努める。(食事についてもユニット化を推進する。)

これらの視点とともに、嗜好調査や給食会議の意見を献立に反映させ、食の中に喜びをみいだせるメニューの提供に努め、必要に応じ、管理栄養士による栄養指導を行い、健康管理にも用いる。

平成29年度 給食計画

介護老人福祉施設の給食は、利用者の経歴、食習慣、嗜好面における個人差が大きいことの他に、老化に伴う種々の現象も考慮することが必要である。

今年度は、以下の目標を重点的に取り組みたい。

- ◎嗜好を尊重する～栄養所要量の確保も大切であるが、食べてもらわなければ意味がない。又、利用者にとって食事は大きな楽しみであるので、できるだけ希望に沿うように努力する。嗜好カルテを元に嗜好調査を行ったり、残菜調査を行ったりして利用者の日常の喫食状況を給食に反映させていきたい。
- ◎行事食の充実～年中の行事食を積極的に取り入れることによって食事に対する楽しみや喜びの期待をもたせることが出来る。毎月1回以上の食事会を始め、夏には野外食を行い、自然の中で食事を楽しんでもらう。又、冬には、鍋の日として少人数で鍋を囲み、談笑しながら食事をしていただいたり、クリスマスや新年会など様々な工夫を取り入れていきたい。
- ◎献立作りの配慮～多くの食品が年中出回り、季節感が失われがちであるが、四季折々の旬のものを上手に利用することは、味覚を楽しんでいただくのと同時に栄養、価格の面でも有利であるので、なるべく、献立に取り入れる様委託先と協議しながら取り組みたい。
- ◎調理形態の考慮～利用者の体力や運動機能の低下、消化・吸収力の低下、又は、咀嚼や嚥下困難等個人に合わせた形態の食事を提供する事が望ましい。
切り方も普通・きざみ、極小、ソフト食と細かく区分している。
盛り付けに関しても、委託先と協議しながら食欲をそそる盛り付けの工夫に取り組みきたい。
- ◎選択食の導入～決められた献立を食べるのではなく、自分の選んだ食事を食べられるというのは、利用者にとって食欲増進の一つのきっかけになり、楽しみもより増えると考えられるので、委託先と積極的に協議していきたい。
内容も主食(パン・麺)の選択が多くなりがちなので、和食と洋食の選択等様々な工夫に努める事のできる様委託先と協議しながら取り組みたい。
- ◎食中毒の防止～安全な食事を提供することは給食従事者の責任であるので、管理栄養士と委託先栄養士を中心に業務内容の改善を日々行い、調理員も含めて意識の高揚に努める。又、清潔・迅速を常に考え、衛生的に仕事を進める様注意を払って頂く様委託先と協議しながら取り組みたい。

(9) 身体拘束の廃止

当施設では、身体拘束廃止マニュアルを作成し、身体拘束を行わないケアに取り組んでいる。今年度も引き続き身体拘束のないケアサービスに努めるとともに、園内研修や身体拘束廃止委員会等において、拘束廃止の意識付けの向上に努める。

(10) 各種会議・委員会の設置

施設運営やケアサービス等に職員の多様な意見を反映すると共に、職員のスキルアップや職種間の連絡をスムーズに展開するため、各種会議・委員会を設置し、定期的に意見交換を行う。又、下記の会議・委員会以外についても、必要と認めた場合、その都度会議・委員会設置の検討を図るものとする。

又、各委員会は、上半期、下半期の目標を掲げて、その達成に努める。

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| ①全体会議 | ④褥瘡対策委員会 | ⑦防災対策委員会 |
| ②ケアカンファレンス | ⑤感染対策・衛生管理委員会 | ⑧苦情解決対応委員会 |
| ③身体拘束廃止委員会 | ⑥リスクマネジメント委員会 | ⑨介護事故防止委員会 |

3. 健康管理・医療サービス

医療面については、主任嘱託医千葉泰二先生の指示のもと、医療業務締結をし、協力病院でもある三愛病院との連携により恵まれた環境にあるが、今年度も利用者の医療サービスへのニーズに十分対応できる様に一層の協力関係を推進する。

又、リフト付ワゴン車等を有効に活用し、利用者の通院又は入退院をスムーズにとり行う。

利用者の定期健康診断は、協力病院、嘱託医師等と打ち合わせをし、日程等を調整しながら、年1回行う。

尚、利用者の定期検査は、以下のみを嘱託医師の指示のもとに行う。又、冬場のインフルエンザ対策として、予防接種の実施について、利用者の理解を求め、全員接種を行うよう努めるとともに、5年免疫効果のある肺炎球菌ワクチンの接種も推進する。

- ①精神科・内科医師回診（毎週 月・火・木・金 曜日）
- ②歯科医師検診（毎週 水 曜日）
- ③採血（血液一般生化学）（年4回）
- ④心電図（12誘導）（年4回）

- | | |
|-------------|-------|
| ⑤胸部X線撮影 | } 年1回 |
| ⑥検尿（テストテープ） | |
| ⑦頭部CTスキャン | |

- ⑧脳波検査（入園時）

尚、これらの諸検査は、主任嘱託医千葉泰二先生の指示において実施又は変更する。

4. 災害・事故防止

平成10・11年度2ヵ年事業で施設の増築及び改修を行い、1人室32室、2人室14室を備える従来型特養であるが、当園の住環境設備、器材を有効に活用し、今後も災害、事故の発生を未然に防ぐべく、努力すると共に、具体的には、消防機関との連携による年3回の消防訓練（内、年1回は夜間想定、年1回は地震・

土砂災害想定)の実施と防災設備の使用法の周知と使用訓練、緊急時の対応訓練に努め、安全で快適な生活を送れるように努める。又、平成24年度の大規模停電を教訓にし、今後の防災対策を構築していく。

5. 役職員研修

介護老人福祉施設の最も重要なサービスは、利用者に対するケアサービスそのものであり、又、そのサービスは常に一定以上の品質で高レベルに維持され提供されなければ、利用者のニーズに合致したQOLの確保はできない。

そうした中で役職員の資質の向上は、処遇向上の為に欠くことができない重要なものである。又、今後のケアの充実に向け、介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成及び平成30年度開設予定の地域密着型特別養護老人ホームに配置するユニットリーダーの養成も推進して行う所存である。

役職員は、全てがその職責に応じた知識、技術の習得、福祉センスの醸成に努め、資質の向上を図り、施設全体のケアのレベルアップ、処遇の向上へとつなげていかなければならない。以上のような考えに立ち、年間研修計画を作成し、以下のとおり研修を実施する。

- ①道・全社協・道社協・日胆地区老人福祉施設協議会等の主催による研修会への役員・職員の積極的参加。
- ②園内にて、看取りの介護、身体拘束の廃止、感染予防の知識、事故防止、職員(職業)倫理等研修会を定期的に行い、意識・知識の高揚に努める。
- ③介護支援専門員、社会福祉士及び介護福祉士、ユニットリーダー及び施設運営に必要な各種資格取得を推進する。
- ④その他、法人・施設に有効な研修については、積極的に開催を計画していく。

6. 職員処遇・各部門目標

社会福祉法人登別千寿会全体の長期的な安定経営に繋がる、諸規程の改定を平成27年度に行った。給与規程についても改正し、人事考課を取り入れた給与体系となり、平成29年度もキャリアパスの構築に努め、仕事に対する“やりがい”と“将来に夢と希望”を持てる安定した職場を確立していく。又、各セクションで目標を掲げ、目標をクリアしながら中期・長期計画の実現を図る。(別紙1~7参照。※通所部門、居宅介護支援部門含む。)

7. 施設の社会化へ向けて

社会福祉施設は、それのみで存在することは不可能であり、諸機関、団体との関係を密にし、『生活の場』としての立場を維持しながら社会的資源としての地域社会のニーズにも応えていく必要がある。

又、地域社会との交流を深めることにおいて、利用者の社会的存在としての自覚を促し、社会参加への意識をも啓発することが“生き甲斐のある生活”へとつながるであろう。

そうした考えに基づき、ガバナンスの確立とコンプライアンスの遵守に努め、今年度は、以下のような活動を行う。

1. 情報の公開

- ①ホームページのリニューアルを図り、施設の情報発信に努める。
- ②サービス自己評価を定期的に行い、webサイトで、その結果を公開する。
- ③社会福祉法に定められた必要な情報を自主的に開示し、情報公開を行うと共に介護保険制度に定められた介護サービス情報公表制度に協力し、積極的に情報公開を行う。
- ④「家族通信」を毎月1回発行し、家族等への情報提供を行うと共に、webサイトでもこれらの情報を公

開する。

2. 居宅介護サービス

①介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）を行う。1日平均7名を利用者目標とする。

3. 地域及び他の団体との連携

①登別市、登別市社会福祉協議会、登別市民生委員児童委員協議会、登別市婦人団体連絡協議会等との連携を密接に行い、各種の団体等地域住民及びボランティアグループ受け入れを積極的に、且つ、円滑に進める。

②近隣施設との情報交換、他団体との協力、登別市ケアマネ連絡協議会との連携等各種団体との積極的交流に努め、福祉・医療・保健のネットワークづくりに努める。

8. 施設整備の促進

生活の場としてふさわしい住環境整備と障害を持つ人々が安心して豊かな生活を送ることができる安全対策に重点を置き、設備の管理更新に努める。

又、本館E V（設置後、34年経過）においては、メンテナンス業者より今後部品の提供が困難である旨ですので、更新に向け、検討する。

又、職員全体で経費削減に向け、取り組んでいくとともに、登別市の第6期介護保険事業計画に添ったユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（定員29名、SS11名併設）の公募により、事業者として決定を受けましたので、平成30年4月開設に向け、諸業務を行っていく。

9. 苦情処理

利用者の権利及び利益を擁護するとともに、施設サービスの質の維持、向上を図る為、提供したサービスに関する利用者等からの苦情等に迅速、且つ、適切に対応し、必要な措置を講じるよう努める。この為、苦情処理委員会を開催し、第三者委員より指導及び助言等を仰ぎ、適切な施設運営に努めるとともに、苦情件数0件を目指す。

平成29年度 月間目標・行事計画

	4 月	5 月	6 月
月間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・長い冬も終わりました。身の回りを整理整頓して新たな気持ちで楽しい春を迎えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて外気に触れ、緑に親しみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に気を配りましょう。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ベットのまわりの整理整頓 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内行事への積極的参加 ・園外散歩の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器具の点検 ・防火意識の高揚
園内行事	<ul style="list-style-type: none"> ・星取り大会表彰式 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ ・春のお茶会 	<ul style="list-style-type: none"> ・法話 ・大相撲星取り大会（夏場所） ・母の日お茶会 ・菖蒲茶会 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・星取り大会表彰式 ・父の日お茶会 ・衣類販売会 ・消防・避難訓練（特養・デイ合同） ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ ・野外食
地域・家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 ・お花見ドライブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 ・買い物ドライブ
生活の暦	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の週間 ・憲法記念日 ・みどりの日 ・こどもの日 ・母の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・父の日
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・開園記念日 		

平成29年度 月間目標・行事計画

	7 月	8 月	9 月
月間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・夏負けしない体力を作りましょう。 ・食中毒に気をつけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持の為、できるだけ自分のことは自分でしましょう。 ・食中毒に気をつけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との積極的交流を図ろう
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ベットの清掃保持 ・園内・園外美化運動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いの励行 ・レク・リハビリ・療育音楽等への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日（緑風園まつり）を通じての地域社会との積極的交流 ・趣味の活動の奨励
園内行事	<ul style="list-style-type: none"> ・大相撲星取り大会（名古屋場所） ・野外食 ・七夕まつり ・法話 ・夜外食(ビアパーティ) ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・星取り大会表彰式 ・盆踊り ・野外食 ・消防・避難訓練（地震・土砂災害想定） ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法話 ・大相撲星取り大会（秋場所） ・父の日お茶会 ・衣類販売会 ・消防・避難訓練（特養・デイ合同） ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケ大会
地域・家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 ・盆踊り ・近隣テーマパーク見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 ・緑風園まつり ・近隣テーマパーク見学
生活の暦	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕 ・土用の丑 ・海の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧盆 ・終戦記念日 ・山の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日 ・秋分の日
備考			

平成29年度 月間目標・行事計画

	10 月	11 月	12 月
月間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・冬に向け体力の維持向上に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に気を配りましょう ・家族。地域との交流を深めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪の予防 ・新年の迎える準備をしましょう。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・室内換気に留意 ・風邪の予防 ・適温保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事を通じての家族・地域との交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの整理整頓 ・手洗い、うがいの励行
園内行事	<ul style="list-style-type: none"> ・紅葉狩りドライブ ・星取り大会表彰式 ・芋煮会 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法話 ・大相撲星取り大会 (九州場所) ・寿司パーティ ・消防・避難訓練 (夜間想定) ・衣類販売会 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・星取り大会表彰式 ・クリスマス演芸会 ・もちつき大会 ・館内大掃除 ・年取りの宴 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ
地域・家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	
生活の暦	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の日 ・共同募金運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の日 ・勤労感謝の日 ・立冬 	<ul style="list-style-type: none"> ・天皇誕生日 ・クリスマス ・大晦日
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ^a 予防接種 	

平成29年度 月間目標・行事計画

	1 月	2 月	3 月
月間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新年を迎え、毎日の生活に目標を持ちましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持に気を配りましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内での積極的交流を図りましょう。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、療育音楽、リハビリ、体操等への積極的参加促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調異常の早期発見 ・水分、栄養補給に留意 ・巡回時のチェックを確実に 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内行事への積極的参加促進 ・クラブ活動等への積極的参加促進
園内行事	<ul style="list-style-type: none"> ・雑煮 ・七草粥 ・鏡開き ・新年会 ・法話 ・大相撲星取り大会（初場所） ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・豆まき・お払い ・星取り大会表彰式 ・鍋の日 ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法話 ・大相撲星取り大会（春場所） ・鍋の日 ・ひなまつり ・華道クラブ ・書道クラブ ・カラオケクラブ
地域・家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会
生活の暦	<ul style="list-style-type: none"> ・元旦 ・成人の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・節分 ・健国記念日 ・立春 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり ・春分の日
備考			

別紙 1

施設長	施設長代理	責任者
小田	永山	小林

平成29年度（上半期） 部門（ 事務管理 ） 事業計画案

責任者氏名：小林 覚

1. 基本方針

各事業サービスの運営管理と新規事業の準備作業を適切に行う。




2. 本年度目標

- ・地域密着型特別養護老人ホームの設立にむけた準備
- ・施設ホームページのリニューアル
- ・備品・設備の維持管理・更新

3. 役割分担

- ・地域密着型特別養護老人ホーム設立に向けた補助金申請や職員募集、その他広報活動を行う。
- ・施設ホームページをリニューアルし、見やすく、情報発信の頻度も増やしていく。
- ・管理係を中心に、施設の備品・設備の維持管理及び更新が必要なもののスケジュール管理を行う。

別紙 2

施設長	施設長代理	責任者
		

平成29年度（上半期） 部門（ 業務係 ） 事業計画案

責任者氏名：奥山 繁

1. 基本方針

- ・生きがいのある生活、残存機能維持のための個別ケアプラン策定とサービスの提供
- ・地域や家族、他事業所等との結びつきの強化
- ・利用者・家族の不安・不満・疑問を聞き改善に向けて取り組む
- ・指定居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携を図り、緊急時必要時に適切なショートステイを提供する

2. 目標

《特養》

空床をできる限り作らない

平均介護度 4.0、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ

苦情件数 0 件

施設スタッフや他機関との情報交換・共有をする

常に丁寧な言葉づかいをする

《ショート》

延べ利用人数 1 日平均 7 名利用、1 カ月平均 210 名、半年平均 1260 名

新規利用者の拡大

苦情件数 0 件

常に丁寧な言葉づかいをする

3. 役割分担

奥山：・相談業務全般

- ・各事業所・各施設・家族・当施設各部署職員等への連絡調整等
- ・申込状況把握・調整、入退園手続き
- ・いつでも気持ちのいい挨拶・言葉づかいに努める




所：・相談業務全般

- ・各事業所・各施設・家族・当施設各部署職員等への連絡調整等
- ・ショート全般の業務
- ・行事全般調整
- ・いつでも気持ちのいい挨拶・言葉づかいに努める

斉藤：・相談業務全般

- ・各事業所・各施設・家族・当施設各部署職員等への連絡調整等
- ・申込状況把握・調整、入退園手続き
- ・いつでも気持ちのいい挨拶・言葉づかいに努める

別紙 3

施設長	施設長代理	責任者
		

平成 29 年度(上半期) 部門 (看護) 事業計画案

責任者氏名：菊地 悦子

1. 基本方針

利用者の体調管理を的確に行い、医師と連携を図り早期発見、早期対応に努めます。

2. 本年度目標

接遇マナーの向上に努め、利用者やご家族の意向を尊重し、安定した体調維持支援、及び、看取り介護支援に努めていきます。

利用者が快適な生活をしていただくため関係職種と連携を図り日常生活の中から状況の変化を的確に見極め、疾病の早期発見・早期対応に努めます。

3. 役割分担

利用者の体調管理し、医師への報告、診療補助を行う。




施設内医療についてご家族説明を行い、ご理解頂ける様努める。

利用者の状態について介護者が理解できるよう説明、助言を行い、介護不安の軽減に繋げていく。

利用者が医師から終末期と判断された場合、当施設で最後まで暮らすことを希望する利用者に対して、看取りの指針に基づいたケア（「看取りケア」）を実施します。

嘱託医（内科、精神科）による連携を図り。看護職員による日常の健康状態の把握をする。

別紙 4

施設長	施設長代理	責任者
		

平成28年度（上半期） 部門（施設ケア係）事業計画案

責任者氏名：中村 代美

1. 基本方針

利用者のニーズに応えるサービス提供と個別ケア向上のため、スタッフの専門性を高める。

2. 本年度目標

正しい敬語を使い、丁寧な対応で利用者が安心して生活できる環境を作ります。
明るく挨拶と笑顔で行き届いた気配りの対応で介護事故を防ぐよう努めます。

3. 役割分担

他部門と密に相談、連携を図りケアの質向上に努めます。
利用者やご家族の思いに寄り添い、安心・快適に過ごすことを大切に生活環境に配慮します。
定期的にユニット会議を開催しケアの質向上、事故防止の対策検討、業務内容の検討に努めます。

別紙 5

施設長	施設長代理	責任者
小田	永山	石川

平成29年度（上半期） 部門（給食）事業計画案

責任者氏名：石川 真弓

1. 基本方針

日々の関わりを通して一人ひとりの栄養状態、身体状況、嗜好等を把握し、それに基づいた栄養ケア計画書の作成を行う。




2. 本年度目標

- ・他職種との意見交換を円滑に行い、栄養状態の改善を図る。
- ・委託と連携をとり味付け、盛り付け、温度に注意した食事を提供し、利用者さんの食事の楽しみと療養の両面から支えていく。

3. 役割分担

- ・厨房内衛生管理を徹底し、おいしく安全な食事を提供する。
- ・体調や身体状況に配慮した食事形態で提供する。
- ・行事食や日々の食事を調整し、少数意見の要望も献立に取り入れられるよう検討する。
- ・十分なトレイチェックの時間を確保できるよう業務内容を見直し、誤配0件を目指す。

別紙 6

施設長	施設長代理	責任者
		

平成 29年度（上半期） 部門（ 通所 ） 事業計画案

責任者氏名：藤田 敬子

1. 基本方針

- 1) 利用者の尊厳の保持
- 2) バイステック7原則の徹底
- 3) 自己のスキルアップや利用者様の生活全般について、どのような課題、ニーズがあるのか発見した上で、QOL を高める為の介護方法を提供できるよう、各々が勉強や資格取得に取り組む。
- 4) 専門性の見地と連携強化＝アウトリーチによる在宅支援、地域ケアの基礎作り

2. 本年度目標

要介護利用者の利用に重点を置き、要支援者の利用も行いながら、定員18名の地域密着型通所介護の運営を行う為、利用回数増など利用回転率を上げ、一日利用者人数を15名の出席を目指す。

3. 役割分担

- 1) 介護職・看護職・相談員の役割意識を明確にし、デイサービスの収益や、現状の業務について理解を深めていく。
- 2) 重度化に対応できる職員の育成と医療知識の強化

別紙 7

施設長	施設長代理	責任者
小田	永山	津村

平成29年度(上半期) 部門(居宅介護支援) 事業計画案

責任者氏名：津村 祥子

1. 基本方針

- ① 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画の作成。
- ② 医療との連携及び多職種協働の実践。
- ③ 関係市町村・地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所との連携。

2. 本年度目標

- ① 毎月の実績件数 要介護 30 件以上を確保
実績の安定化と効率アップの実践
- ② 支援者としてのスキルアップ
各研修会への参加・関係機関とのネットワーク構築と地域資源の活用

3. 役割分担

- ① 併設特別養護老人ホームおよび通所介護事業所との連携
- ② 千寿会関係事業所との連携。

資料 5-2

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 登別千寿会
デイサービスセンター 緑 風 園

目 次

目次	1
1. 基本的なサービス実施状況	
① 生活相談	2
② 機能訓練	2
③ 送迎	3
④ 健康チェック	3
⑤ 入浴	3
⑥ 食事	3
2. その他のサービス実施状況	
① レクリエーション（行事）	3
② ボランティアの積極的な受け入れ	4
③ 「健康便り」	4
④ サービス自己評価の実施	4
職員研修等の状況	4
資料1 デイサービス利用数実績表	別紙

1. 基本的なサービス実施状況

① 生活相談

利用開始時には本人宅へ訪問を行い、身体や精神面・家族との関係等、利用者本人や家族のニーズキャッチに努めます。その上で『通所介護計画書』を作成し、サービスの個別対応に努めます。

また、送迎時や来園時、電話連絡の際や必要に応じ訪問し、利用者や家族の声を傾聴し、近年多様に変化する利用者のニーズにも柔軟かつ迅速に対応することで、生きる意欲の向上に努めます。そして、これまで以上に担当ケアマネージャー、他サービス担当者への連絡・報告・相談を密にし、必要時や月末の定期報告時にモニタリング配布等を行う際には、現在の状態や近況報告し、他のサービス担当者との連携強化を図り、利用者の生活の質の向上に努めます。

② 機能訓練

法改正による新制度のもとで、新たな機能訓練加算に対応すべく、利用者宅に伺い、会話の中から確かなニーズを把握し、本人に寄り添う機能訓練を行います。その中でも、杖や歩行器を使用した歩行訓練のニーズが現在多くあるため、これまでの身体を使ったレクリエーションを控えて、本人の能力に合わせた長短距離を一日の日常生活の中でスタッフとともに歩かれ下肢機能の維持に努められています。

a) 「歩行動作訓練」…杖や歩行器を使用した実践歩行訓練を行わせて頂き、下肢筋力維持、バランス感覚の維持、杖の使用や歩行器の安全な使用方法を楽しみながら取り組まれるように配慮します。歩行訓練は意欲の向上が図れるように工夫して下肢機能の維持に努めます。

b) 「制作レクリエーション」…壁絵作りとして水族館や季節のちぎり絵を行って手先の機能維持に努めます。作品は室内に展示し、活動への意欲向上を図ります。

どなたでも手芸に参加されるように、入浴前後または昼食後の時間を利用し行います。

e) その他、移動・食事・排泄・入浴・更衣、介護記録、看護記録、連絡帳記載、個別機能訓練記録の各局面において、利用者に必要な援助を適切に行い、残存能力と自尊心が保持されるように支援します。

③ 送迎

送迎は、マイクロバス一台、ワゴン車1台、乗用車1台で行い、事故・けがなく安全に利用者を送迎します。

送迎における利用者の負担を避けるため、乗車時間が1時間を越えないよう送迎計画を立て、コンパクトな送迎を目指します。

④ 健康チェック

継続的な測定から得られた個々のバイタル傾向と、その日の様子・状態から適切な健康指導を看護師が行います。

⑤ 入浴

平成15年12月より、温泉「千寿の湯」の入浴を開始、きめ細かい湯温調整などを行いながら、快適な入浴を提供します。

センターにおける入浴は清潔保持・心身のリフレッシュの効果だけでなく、利用者同士の交流の場・全身状態の観察の機会となり、千寿の湯の効能の源として、安全を確保しながら歩行機能が低下した利用者でも、可能な限り一般浴での入浴されるように努めています。

そして、皮膚のただれ、変色等を確認した時は、電話や連絡帳により報告し、疾患や褥瘡の早期発見・対処に努めます。

⑥ 食事

利用者の意見が食事サービスに反映されるように契約時や来所時に話を伺い、その都度利用者の希望に添える食事サービスを提供します。

a) 行事食…花見・敬老会・紅葉狩り・クリスマス会・新年（鍋の日）の行事の時は、季節感のある特別メニューの用意を致しております。

b) デイサービス給食会議の開催（必要時）

2. その他のサービス実施状況

① レクリエーション（行事）

誕生会・敬老会・クリスマス会・新年会等を行い、精神的な活性化を図り、デイサービスが楽しみな場となれるように支援します。

花見・紅葉狩りでは観光地としての名所見物に加えて、季節感を十分に感じてもらえるように配慮します。

敬老会では、地元のボランティア団体に協力して頂き、フラダンスやオカリナなどの演芸を披露していただきます。

② ボランティアの積極的な受け入れ

地域と施設をつなぐボランティアを積極的に受け入れ、利用者との交流を推進し、サービ

スの充実・向上に努めます。

- a) 夏休み「ボランティア月間」への協力（社会福祉協議会主催）
- b) その他、学生・地域の有志ボランティアの受け入れ

③ 「健康だより」の発刊（季節の変わり目など）

デイサービスの様子や一ヶ月の予定を中心とした内容のものを、毎月利用者全員に配布します。また、家族にも読まれるように介護の工夫や、行事・リハビリの様子を積極的に紙面へ取り入れます。

④ サービス自己評価の実施

年1回（4月）にサービス自己評価を実施し、現在のサービスの改善点を明らかにし、改善に取り組んだ。自己評価は北海道デイサービス協議会様式を使用。結果はホームページにて公表致しています。

⑤ 平成28年度 職員研修等の実施状況

なし

資料 5-3

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人登別千寿会
緑風園居宅介護支援事業所

1. 事業目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 運営方針

- (1)事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択や心身の状態等に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(居宅サービス)が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- (2)事業の実施に当たっては、関係市町村・指定居宅サービス事業所・他の指定居宅介護事業者及び介護保険施設等との連携を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供され、指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努める。

3. 営業

事業所の営業については、次の通り行う。

- (1)営業時間 午前8時40分から午後5時40分まで
- (2)営業日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日ならびに12月31日から1月3日までを除き、月曜日から金曜日までとする。

4. 居宅介護支援の提供方法等

居宅介護支援の提供方法等は、次の通りに行う。

(1)相談体制

居宅へ訪問又は事業所内の相談室において、利用者及び家族からの相談に適切に対応する。

(2)課題分析票の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、MDS-CAPSで行う。

(3)居宅サービス計画の作成

利用者および家族の希望・課題分析の結果に基づき、居宅サービス計画書<原案>を作成する。居宅サービス計画は、長期目標(概ね6ヶ月、延長されている場合は12ヶ月)およびそれを達成するための短期的な目標(概ね3ヶ月もしくは6ヶ月)を作成する。作成した計画書は、利用者宅へ訪問し、本人・家族へ説明を行い文書により同意を得ると共に、サービス事業者へも交付する。

(4)サービス担当者会議

居宅サービス計画書<原案>に対し、専門的な見地から意見を求めるため、サービス担当者会議を定期的(居宅サービス計画の見直し時、又は介護認定更新時)または状態の変化等があった場合は随時開催する。開催場所は利用者宅に召集またはサービス事業所とする。サービス担当者会議が開催出来ない場合は、照会文書(サービス提供状況確認書)への記載を依頼しサービス利用状況やプラン変更の必要性等の意見をいただき、必要に応じて居宅サービス計画書<原案>を修正する。

(5)サービス提供の実施状況把握と連絡調整(モニタリング)

各利用者ごとに毎月、本人・家族・事業者からの情報を基に①問題点の把握②目標の達成度をモニタリングする。利用票は毎月利用者宅へ訪問して交付し、スケジュール確認や説明を実施する。

(6) 記録

利用者に対する居宅支援の実施についての記録を作成・保管する。

(7)事業所一人で管理者と介護支援専門員を兼務している立場から、居宅介護支援スケジュール管理台帳を毎月作成し、自らの評価や実践確認を行い管理者としての決裁を行う。

5. 資質の向上

介護保険制度やケアマネジメントの最新情報の収集に努めると共に、地域における会議や研修等に積極的に参加することにより、自らの資質の向上を図り、かつネットワークの構築に努める。

6. 通常の事業の実施地域

登別市全域で行う。(他市町からの依頼は随時調整)

7. 認定調査

介護認定調査員として訪問調査を委託された場合は、積極的に業務に努める。

8. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防ケアマネジメントを委託された場合、居宅介護支援を優先したうえで状況に応じ受け入れることとする。